

Q.5-4. 日台租税協定の概要について教えてください。

2015年11月26日に「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための公益財団法人交流協会と亜東関係協会との間の取決め」(以下、「日台租税協定」)が締結され、2017年1月1日から発効しています。

当該協定協定では主に以下の事項が取り決められています。

1. 各給付に対する源泉徴収税率の低減(Q6-17 参照)
2. 恒久的施設と事業所得の免税(Q6-18 参照)
3. 個人所得税免税範囲の拡大(Q7-11 参照)
4. 相互協議による救済のしくみの提供(Q9-3 参照)
5. 移転価格と対応的調整(Q9-4 参照)
6. 双方事前確認制度(Q9-3 参照)